

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十一条の規定に基づき、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することにより、障害者の経済的負担の軽減及びその社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(使用料等の減免)

第二条 障害者及びその介護者が県の設置した公の施設を利用する場合は、当該条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減免することができる。

(対象者)

第三条 前条に規定する障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 二 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、規則で定める者
- 2 前条に規定する介護者は、次に掲げる者に現に付き添って介護をしている者とする。この場合において、当該障害者一人につき二人以上いるときは、当該介護者は、一人に限るものとする。
- 一 前項各号に掲げる者のうち十二歳未満の者
 - 二 前項第一号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該身体障害者手帳に第一種身体障害者である旨の記載があるもの
 - 三 前項第二号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該療育手帳に知的障害者である旨の記載があるもの
 - 四 前項第三号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級又は二級である旨の記載があるもの
 - 五 前項第四号に掲げる者で、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十条第二項又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第二条第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。